

第3次渋川市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

総合計画は、本市の総合的かつ計画的な市政運営の指針であり、市民にまちづくりの長期的な展望を示す、本市のまちづくりの最上位計画です。

市町村における総合計画の策定については、平成23年の地方自治法改正により策定義務が廃止されましたが、本市では、市民にまちづくりの長期的な展望を示すため引き続き策定すべきと考え、平成28年3月に渋川市総合計画策定条例を制定、平成30年3月に現行の総合計画となる第2次渋川市総合計画（以下「第2次計画」という。）を策定し、計画を推進してきました。

第2次計画は、令和9年度をもって計画期間が終了することから令和10年度以降においても引き続き、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、第3次渋川市総合計画（以下「第3次計画」という。）を策定します。

渋川市総合計画策定条例抜粋

（総合計画の策定）

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 計画策定の基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、第2次計画の成果及び課題を踏まえるとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化を的確に捉え、これからの時代に対応できる市政運営の長期的な方向性を示し、もって市民福祉の増進を図ることを基本とします。

なお、計画の策定に当たっては、主に次の視点を持って取り組みます。

（1） 実効性（実現性と有効性）の確保された総合計画

計画の実効性を確保するため、財政状況等を踏まえるとともに、EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れた計画策定に取り組みます。

（2） 時代の潮流に対応した総合計画

人口減少や少子高齢化などの社会的な課題を正面から受け止め、人口規模が縮小する中でも、多様化、複雑化する市民のニーズに対応し、活力あるまちづくりを推進できる計画策定に取り組みます。

（3） 幅広い市民参画による総合計画

市民と行政が目標を共有し、理想のまちづくりが実現できる計画とするた

め、市民参画を積極的に推進し、市民の様々な意見を取り込んだ計画策定に取り組めます。

(4) 誰にでも伝わりやすい総合計画

計画の推進・実施において、行政、市民、事業者等の多様な主体がそれぞれどのような役割を担い、どのように関わっていくかを検討し、その内容が誰にでも伝わりやすい計画策定に取り組めます。

3 計画の構成及び期間

第3次計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3階層で構成します。

(1) 基本構想「10か年計画」

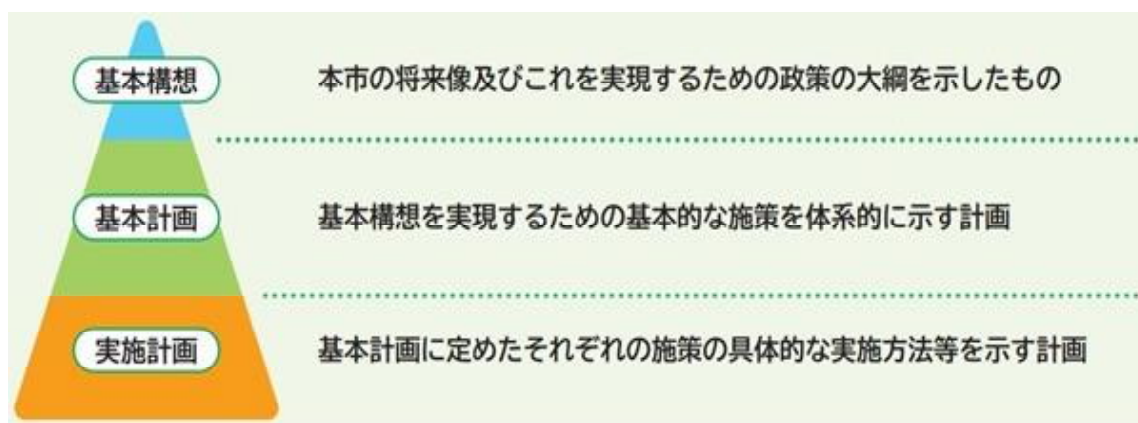
本市の将来像及びこれを実現するための施策の大綱を示すものであり、一定の方向性を持って継続的なまちづくりを進めるため、10か年計画（令和10年度～令和19年度）とします。

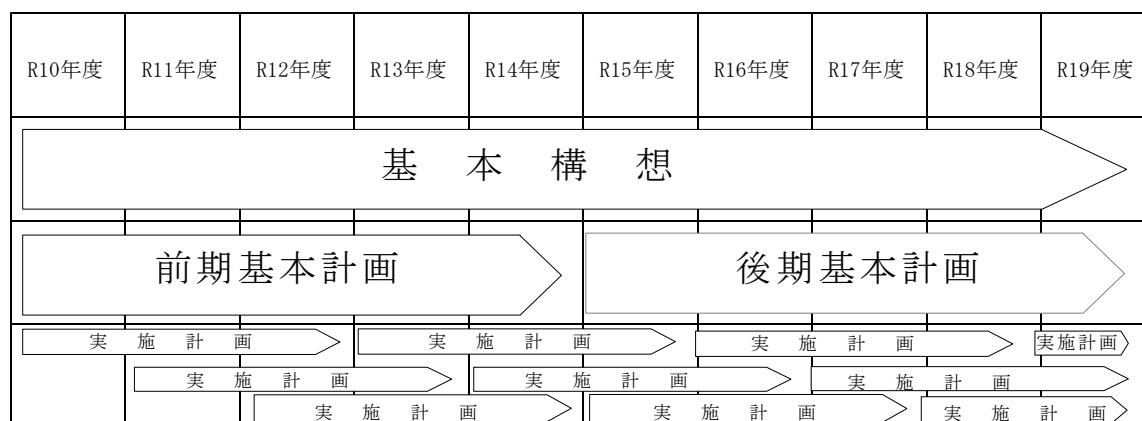
(2) 基本計画「5か年計画」

基本構想の施策の大綱における具体的な施策を体系的に示すものであり、社会情勢の変化に対応しながら計画の実効性を確保するため、前期（令和10年度～14年度）と後期（令和15年度～令和19年度）に分けた5か年の計画とします。

(3) 実施計画「3か年計画」（毎年度ローリング方式）

基本計画に定めた施策の大綱に基づく施策の具体的な取組等を示すものであり、予算の見通しを立てながら柔軟に市民のニーズに対応していくため、3か年の計画とし、毎年度ローリング方式により見直すものとします。





4 策定体制（別紙 1 参照）

（１） 庁内の体制

下記のとおり庁内体制を構築し、全庁的な計画策定に取り組みます。

ア 渋川市総合計画策定委員会

第 3 次計画の策定に関する事項について調査、研究、企画、立案等の事務に当たります。

【構成】副市長、教育長、部局長

イ 専門部会

第 3 次計画の案を調整し、かつ、その取りまとめ等の事務を円滑に推進するため、施策の分野ごとに策定委員会の下部組織として専門部会を置きます。

【構成】部局長、課長

ウ プロジェクトチーム

第 3 次計画の策定に関する個別事項について調査、研究、作業等を行うため、策定委員会の下部組織としてプロジェクトチームを置きます。

【構成】主に主事、主任級の若手職員

（２） 渋川市総合計画審議会に対する諮問

基本構想及び基本計画について、渋川市総合計画策定条例第 4 条の規定に基づき、渋川市総合計画審議会に諮問します。

【構成】学識経験者、各種団体の推薦を受けた者、公募市民

渋川市総合計画策定条例抜粋

（審議会への諮問）

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 8 条第 1 項に規定する渋川市総合計画審議会に諮問するものとする。

(渋川市総合計画審議会)

第8条 総合計画に関する事項について審議するため、渋川市総合計画審議会(次項及び第4項において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員22人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 市民の参画

市民意識調査(市民アンケート調査)や市民説明会、市民ワークショップなど様々な方法により計画策定における市民の参画を図ります。

(4) 議会に対する説明、議案提出

計画策定の各段階において説明を行い、議会の意見を伺います。

また、渋川市総合計画策定条例第5条の規定に基づき、基本構想について議会の議決を求めます。

渋川市総合計画策定条例抜粋

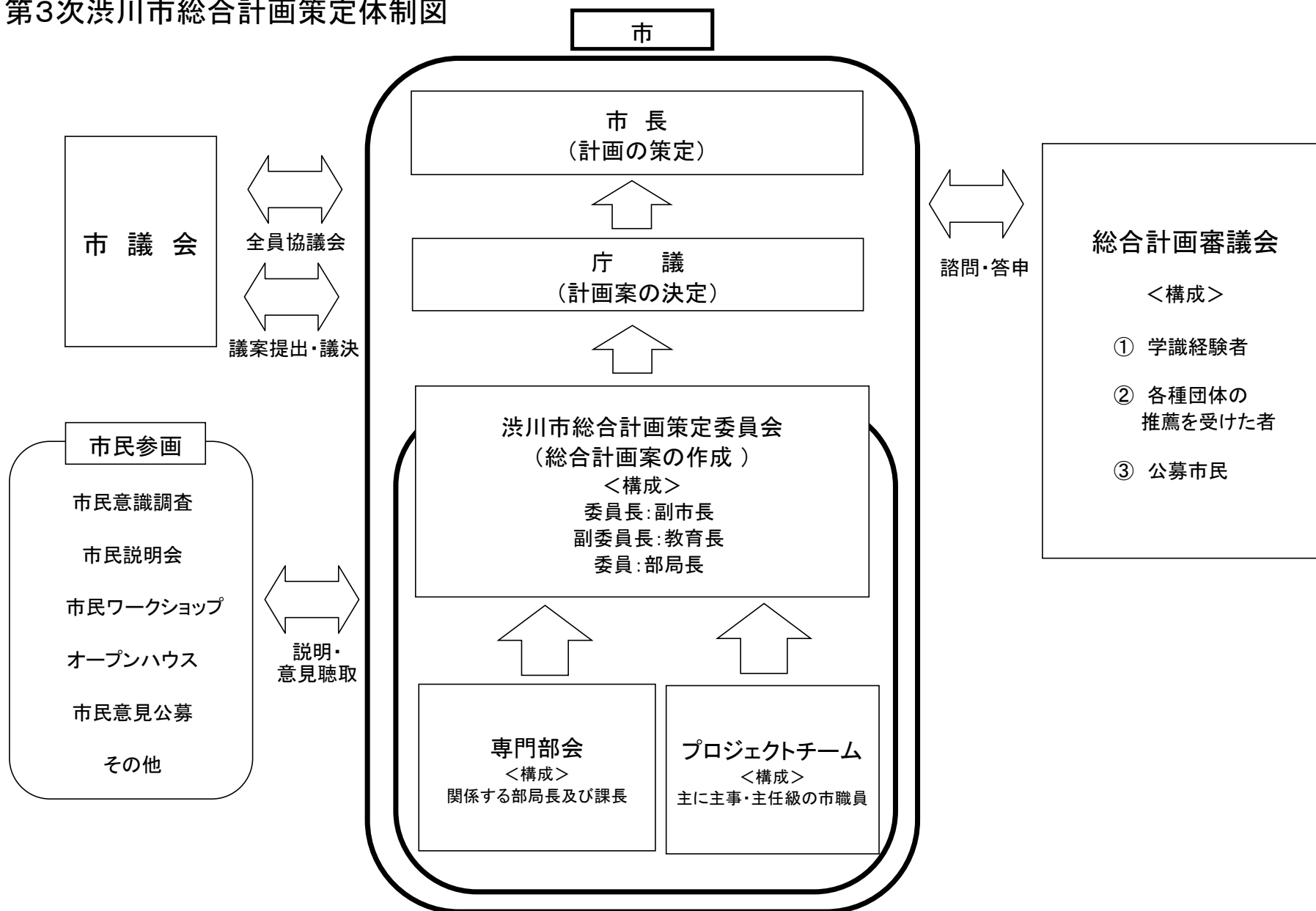
(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

5 策定スケジュール

別紙2のとおり令和8、9年度の2か年により策定します。

第3次渋川市総合計画策定体制図



第3次渋川市総合計画策定スケジュール

